

「各論」容認される大名・賞賛される大名

はじめに

小田 真裕

本稿は、『土芥寇讎記』において色欲による論駁がなされていない大名を取り上げ、酷評される大名、外的要因との関わりで論じられる大名との比較材料とする。特に、他の隨筆、風聞における大名像を検討し、色欲が近世社会において占めた位置を考察する。

一 「名将」と色欲

『土芥寇讎記』において色欲が容認される論理としては、主に以下の六類型が挙げられる⁽¹⁾。無害(害を為さない程度である限り)、一般性(多くの大名が同様であるため)、行跡(色欲が仕置に影響していない)、家臣(大名自身の責任ではない)、年齢(若年である限り)、相続(家永続のため)である。この項では「行跡」に関して、『土芥寇讎記』の記述が一般性を持っていたと思われる、3徳川光国(圀)(冒頭の番号は『土芥寇讎記』目次における番号に対応。以下同じ)を取り上げる⁽²⁾。

本文では光圀と色欲との関わりが以下のように記されている。「爰二一ツ之難アリ。世ニ流布スル処ハ、女色ニ耽リ給ヒ、潜ニ悪所へ通ヒ、且ツ又常ニ酒宴遊興甚シト云ヘリ。然レドモ当時世上之口善悪無キケレバ、其ノ虚実ヲ知ラズ」。女色に関する情報源は「世ニ流布」している風聞であり、その信憑性が留保されている。一方、謳歌評説では「第一色欲之事ハ、和漢共ニ古人堅ク之ヲ禁ムト雖ドモ、此ノ迷ハ其ノ根深ク源遠シ」と概論を述べ、「然レ共光国卿之事女色寵愛之事ニ付テ害ヲ為シタル沙汰ナシ。色好ザルハ聖賢之外希ナルベシ。女色ヲ好ミ給フトモ国家ノ仕置ニ害無クバ苦カルマジキ歎」と「好ザルニハ如カジ」ではあるが、「国家ノ仕置」に悪影響を及ぼ

していないという認識から、一定の理解が示されている。謳歌評説でも情報源は「世俗ノ評難スル事」というように風聞である。総合的に、光国は「博学多才」で、「名譽四海ニ溢ル名将」として描かれている。本文に比して光圀を手放しで評価してはいない謳歌評説でも、「御思慮之程計リ難シ」として、否定的評価を下すことをためらっている。

では、『土芥寇讎記』における光国像は一般的であるうか。藩主時代の行跡として知られているのは、『大日本史』や『積万葉集』、『救民妙薬』などの編纂事業、社寺改革などが挙げられる⁽³⁾。『徳川實紀』においても、その「政績は。枚挙するにいとまあらず。今なお人のしる所なり」と、名君として世間で認知されていると記されている⁽⁴⁾。これらの事跡は本文中の文学、神道、仏道に通じ、詩作をなす光国像と対応する。また、光国は儉約家としても描かれている。

例えば、「水戸黄門公紙ヲ深ク惜ミ玉ヒ外ヨリ来ル書簡ノ裏紙長短ニカマハス是ヲ統テ詩歌ノ草稿ヲ認メ」、女中にも論じたといった逸話が、後年に「儉素」の事例として紹介されている⁽⁵⁾。『土芥寇讎記』では色欲を容認せざる論理として財政圧迫への懸念が頻繁に説かれているが、光国の項では財政への懸念が示されていない。光国の女色が容認された背景として、『土芥寇讎記』の作者も光国ニ儉約家という認識を持っていたことが考えられる。

では光国と色欲との関係は、一般的にどう見られていたのだろうか。光国は名君像とともに、青年時代の放埒さでも知られている。その青年時代について、御傳の小野言員は光国が草履取りの許に忍んで行ったことを記している⁽⁶⁾。

一方で、後年の記述では光国の壁書として「一、主人と親とを無理なるものと思へ、下人を足らぬものと思ふべし」などの文言とともに「一、欲と色と酒とを敵と知るべし」という箇条が自筆で記され、「御広間に御差置被成」ていたと記されている⁽⁷⁾。

光国ニ名君像が定着していた後世には、光圀は色欲を戒める大名としての側面が強調されるのである。

二 「悪将」と色欲

『土芥寇讎記』における色欲は、大名の評価を決める絶対的指標ではなく、あくまで一つの評価基準に過ぎない。この項では、総合的には否定的評価を下されているにも関わらず、色欲自体への評価が否定的ではない大名として70本多政利を取り上げる。

政利は延宝七年に明石藩主となったものの、天和二年に改易処分となつて、元禄三年当時は奥州岩瀬二万石を与えられていた⁽¹⁰⁾。この過程は本文にも記されており、世間一般にも流布していた。それ故、「生得」や仕置を難じる際に「所領減少セラ」れたことが引き合ひに出され、謳歌評説では「闇将ノ棟梁トモ云ベシ」と論駁されている。

政利と色欲との関わりは、本文では主将としての「第三ノ失」として「女色ニ耽リ、無量ノ費ヲナシ、酒宴ニ長ジテ、精心ヲトロカス。故ニ女人ノ為ニ疵ヲ蒙リタル由、一年謳歌ノ説専ラナリシ。定メテ虚説ナルベケレドモ、是平常ノ行跡アシキ故ニ、此難ヲ唱ヘラル」と記されている。ここでは女色にまつわる「謳歌ノ説」が「虚説」と認識されている。また、謳歌評説では色欲との関わりに触れていない。つまり『土芥寇讎記』の編者は、一般的な評価同様に政利を悪将としているにもかかわらず、色欲から派生した醜聞に対しては懐疑的であつて、むしろ世間で女色の噂が立つ条件を生んだ、政利の不徳を非難しているのである。

政利は後に改易となり、預けの処分がなされた際に須賀川の市を通り過ぎた。その時、街頭では「誠に迷惑なる事どもと、皆々申され」たという⁽¹¹⁾。また、『明良洪範』において政利が猪をもうち負かす程の剛力の持ち主だったとする逸話を記した段で、「出雲守家断絶せし子細は居城明石の町に遊女屋を立て、その所へ通はる、事毎夜にして、酒宴遊興にのみふけりて、国政には一向抱はらず、此事世上にかくれなく、終に御咎めを蒙り、酒井左衛門尉へ御預けとな

り、領土召上られしとなり」と記されている⁽¹⁰⁾。『徳川實紀』では「常に領内の治め方よろしからず。其上こたび巡見使遣はされし時。ひが事ありしとて」明石六万石を収公され、一万石を賜った。しかし元禄六年には「また罪蒙りし後も心あらためず。あらあら敷挙動ありければ。後に水野監物忠之に預かへられ。厳しくいましめられ」たとされている⁽¹¹⁾。つまり公的な改易理由は色欲と直結してはいないにもかかわらず、前掲のような認識を持たれているのである。

『土芥寇讎記』からは、作者（編者）が自身で確かめていない風聞に対して懐疑的な姿勢をとっていること、世間において悪将という認識が定着した場合には色欲に関する風聞が生まれやすいということが指摘できる。

三 世間での評価と色欲

次に当時、その評価を揺るがしかねない騒動の渦中にいた大名として93有馬永純を取り上げる。元禄三年九月一九日に、延岡藩領、山陰村の百姓が高鍋藩領へと逃散した⁽¹²⁾。彼らは延岡藩、高鍋藩双方による婦村の説得に応じず、遂にその情報は老中大久保忠朝、戸田忠昌に達した。そして寺社奉行、大目付、勘定奉行による裁許に至る。「民ども申所ひが事なりしかば。あるは斬に処し。あるは流刑に処せらる。されども鎮恤する事あたはざりし罪をもて。かの家の郡代。代官等も追放たる」⁽¹³⁾という内容である。百姓たちは「当御郡代御仕置迷惑仕段」を訴えており、直接に永純の政事を非難してはいなかった⁽¹⁴⁾。しかし、この一件が基で、永純は元禄四年一〇月に「所領の民騷擾の事に座して。日向国延岡の城収公せられ」、越後国糸魚川に転封される。この逃散は『土芥寇讎記』にも記されている。本文には「御僉議有リト云云。所替有ル可キ之旨、謳歌ノ説有リ」⁽¹⁵⁾、「此ノ事、如何落着スベキ。家士ドモ薄氷ヲト云リ」、謳歌評説ではこの記述を踏まえて、百姓が困窮している理由を永純に文学が無く、利を求めめる姿勢があるためと論じている。本文に記さ

れている情報の通り、後に永純は領地を転ぜられる。つまり、『土芥寇讎記』が情報源とした風聞は信憑性の高いものだったことが指摘できよう。また、当時の延岡藩領における「百姓困窮」は山陰村に限ったことではなかった。元禄三年一月には上野、田原、川内三村の百姓が高千穂郡代の苛政を訴えて肥後へ、元禄四年二月にも別に佐土原藩領への逃散が起こっている⁽¹⁵⁾。このうち前者では、庄屋たちによる口上書の中で「当年は山陰一件の様子も御座候処に、御上納きわに差当り、とかく申し上げ候儀は如何に存じ奉り候につき、百姓中へも内々申し聞かせたが、「百姓中ひしと勤めきり申さず」と述べ、まず百姓相続の条件を整えて欲しいと要求している。領内の農民たちにも山陰村百姓の逃散が注目されていたのである。

こうした状況下にあった永純と色欲との関わりは、本文では父である康純が「兒童ヲ愛シ、女色ヲ集、酒宴遊山シケル故ニ、女子余多出来シ、是ヲ縁付ルニ若干ノ物入テ、勝手不如意」だったと述べた上で、永純自身も「美童女色ヲ好メドモ、甚シカラズ」と記している。謳歌評説では「害ナクバ少シハ苦シカルマジ。当時之主将ニ此ノ類多シ。然レドモ好マザルニハ如ズ」とする。色欲自体は、程度が甚だしくないとの認識から共に非難の対象とはなっていない。しかし、総合的な評価は「心許無」い武将とされている。

ところで永純には名将としての像も存在する。『常山紀談』には鳥原攻略の際の逸話が記され、「なみ人ならぬ人」として肯定的に描かれている⁽¹⁶⁾。こうした後年との評価の差は、前述の高鍋藩領への逃散一件の渦中にあった元禄三年頃の時代性が影響していると考えられる。

おわりに

本稿では、『土芥寇讎記』において、色欲が容認されている大名を取り上げた。本書に見られる色欲に関する情報には、「男色・女色ニ淫セ」ざる藤堂高久（一九一頁）や、今川氏真の三浦右衛門に対す

る寵愛（三九六頁）のように、一般的な理解といえるものもある⁽¹⁷⁾。ところで、大名と色欲にまつわる風聞は『土芥寇讎記』の中で取り上げられているもの以外にも存在した。例えば元禄七年には、16松平光茂に関して「松平丹後守様御在所にて、二の丸に女中二十人被シ置候て十日代りに御登城候由」というものである⁽¹⁸⁾。この風聞は光茂に子女が多いことに由来する。子女の多さと女色とを結び付ける思考は『土芥寇讎記』にも見られるものであるが、『土芥寇讎記』では光茂の項において女色についての情報は記載されておらず、本文では行跡や世間勤めを賞賛した後で「誠ニ主将之器ニ足レリ」と評され、謳歌評説でも同様に「当時之良将ト云フベシ」と絶賛されている。先に見た光茂と女色の関係を記した「見聞集」には、光茂に関して他にも大食や息女の婚札が豪華であることなどの風聞が記され、そこには名将としての光茂像は描かれていない⁽¹⁹⁾。

本多正利の女色にまつわる風聞について、『土芥寇讎記』は「定メテ虚説」と指摘している。謳歌評説の評者が「当時之人ノ心頑ニシテ、正直成人ハ希也」と述べるように、本書では世上の噂が盲目的に受容されてはいない。「一ヲ以万ヲ知ル」というように、確信を得た情報を基にして初めて大名の総合的評価を下している。『土芥寇讎記』においては、悪い噂が立つことが「平常ノ行跡アシキ故」であり、大名としての「失」であると論駁される。本稿で考察したように、各大名と色欲の関係は時代や論者によって一定ではない。つまり、ある大名が悪将と認識されている時にこそ、色欲に関する風聞が取りざたされる。それは「色ヲ好ムハ世人ノ習ヒ、一人ニハ非ズ」というように、多くの人が実感をもって想像しうる具体的事例だからである。だからこそ「一般性」が容認される論理となりえた。逆に、その大名が名将と認識されていた場合には、色欲に対して厳格という大名像が強調され、少なくとも政事に悪影響を及ぼしていないということ色欲が容認されるのである。

注

- (1) 佐藤宏之氏による第一班総論参照。
- (2) 本稿において使用した「本文」、「謳歌評説」はそれぞれ総論における「内容」、「評者の批評」に対応する。また、史料の引用にあたって、適宜読み下しや字体を改めた。
- (3) 各大名、藩の概要については、『藩史大事典』（雄山閣出版、一九八八～九〇年）を参照した。
- (4) 『徳川實紀』吉川弘文館、一九六四～六六年。
- (5) 『良齋聞書』（『日本随筆全集』一五、国民図書、一九二八年）。また、『責而者草』や、『義公行実』にも光国＝俟約家としての側面が記されている。
- (6) 氏家幹人『江戸藩邸物語』（中央公論社、一九八八年）。
- (7) 『半日閑話』（『日本随筆大成』第一期、第四卷、吉川弘文館、一九二七年）。
- (8) 『藩史大事典』。
- (9) 同前。
- (10) 『明良洪範』（国書刊行会、一九二二年）。
- (11) 『徳川實紀』。
- (12) 『藩史大事典』。
- (13) 『徳川實紀』。
- (14) 『編年百姓一揆史料集成』二（三二書房、一九七九年）。
- (15) 同前。
- (16) 『常山紀談』（岩波書店、一九三八～一九四〇年）。
- (17) 氏家幹人『武士道とエロス』（講談社一九九五年）。同書において前者は二二五頁、後者は九一頁に紹介されている。
- (18) 『元禄世間咄風聞集』（岩波書店、一九九四年）。
- (19) 氏家幹人『武士道とエロス』（講談社、一九九五年）には、光茂の供の者に対するこだわりが男数寄の一例として描かれて

いる。